平成29・30年度

人権啓発シリーズ集

～心呼吸～

公益財団法人
高知県人権啓発センター

はじめに

この冊子は、平成29年度から平成30年度にかけて高知新聞に掲載された人権啓発シリーズ14回分と、季刊誌「こころるんだより」に掲載した記事の記録をとりまとめたものです。

さまざまな人権問題の解決を図るための啓発資料として、ぜひ、多くのみなさまに活用していただきたいと願っております。

令和元年６月

公益財団法人　高知県人権啓発センター
理事長　西 尾 健 一

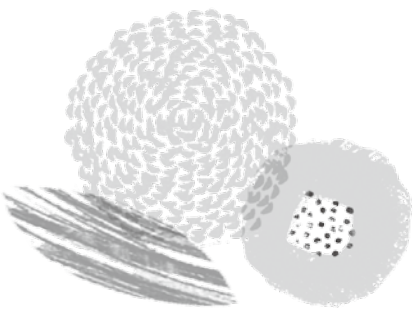

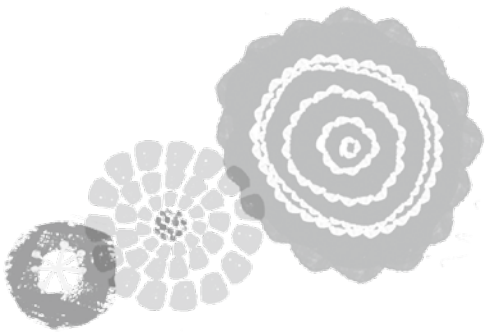

目　次

(平成29年６月17日掲載)
バリアバリューという発想　垣内　俊哉 …… 4
(平成29年７月12日掲載)
人の世と熱と光を求めて　奥田　　均 …… 6
(平成29年８月21日掲載)
社会の常識、ネットの常識　佐藤　佳弘 …… 8
(平成29年９月24日掲載)
台所は人生を変える　三谷　英子 …… 10
(平成29年10月17日掲載)
隣にいるLGBTと共に　山下　敏雅 …… 12
(平成29年11月14日掲載)
「隣る人」になれますか？　稲塚　由美子 …… 14
(平成29年12月27日掲載)
もうセクハラなくそうよ　三木　啓子 …… 16

(平成30年６月29日掲載)
“Ｉ am　OK”という生き方　大崎　博澄 …… 18
(平成30年７月23日掲載)
「潜伏キリシタン」の里で　馬場　周一郎 …… 20
(平成30年８月28日掲載)
災害対応 多様性を大切に　田村　太郎 …… 22
(平成30年９月29日掲載)
１つの個性として　大久保　暁 …… 24
(平成30年10月23日掲載)
日本人の「普通」って、なーに？　ジェフ・バーグランド …… 26
(平成30年11月19日掲載)
障害の受容とＵＤ(ユニバーサルデザイン)　鈴木　ひとみ …… 28
(平成30年12月26日掲載)
ネットにあふれる差別　西内　友人 …… 30

相手から学び自分も変わる …… 32
すべての人の人権が尊重される社会を目指して …… 34
一人ひとりの尊厳が守られる地域へ　～権利擁護センターの取り組み～ …… 36
HIV感染者等の人権問題について …… 38
同和問題に関する偏見や差別をなくすための法務省の取組について …… 40
高齢者虐待の防止 …… 42
性的マイノリティの人権 …… 44
外国人の人権について考える …… 46

※執筆者のプロフィールにつきましては、掲載当時のまま記載しています。

（平成29年６月17日掲載）

バリアバリューという発想

垣内　俊哉（かきうち・としや）

1989年愛知県生まれ、岐阜県中津川市出身。立命館大経営学部卒業。ユニバーサルデザインのコンサルティングや研修事業を手がける。日本財団パラリンピックサポートセンター顧問、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会アドバイザー。

かつて少年だった私の夢は「歩くこと」でした。生まれつき骨が弱く、折れやすい骨形成不全症という病気のため、幼少期から骨折を繰り返し、車いすに乗って過ごしました。

自分が障害者であることを自覚したのは小学５年生のことです。私は掃除当番をサボって、消しゴムとほうきを使い、教室で友人と野球をしていました。しかし、先生に叱られたのは友人だけで、私は蚊帳の外。先生は「俊哉くんは障害者だから、掃除当番ができなくても仕方ない」と言ったのです。自分では友達との間に壁を感じたことはなくても、実は高い壁があったと知りました。

高校に進学すると、移動教室の度に車いすを誰かに運んでもらう日々が続き、自分が弱く惨めに思えました。歩くために一念発起して、高校を中退して手術を受け、朝から晩までリハビリに励みました。でも、結局、歩けるようにはなりませんでした。

その時の絶望感は忘れられません。自ら命を絶とうと決意して病院の屋上へ向かいましたが、柵を乗り越えられない私は死ぬことすら許されませんでした。

■社長の一言

もう自分の足では歩けない。そんな自分を好きになるため自問自答を繰り返してたどり着いたのは、「事業を起こして、お金を稼いで、大きなことをする」という漠然とした目標でし

た。起業する仲間を探すために猛勉強し大学に進学しました。その後、転機となったのは、ホームページ制作会社でのアルバイト。てっきり内勤で採用されたと思っていたら、任されたのは外回りの営業。車いすに乗って回れる企業の数は限られていましたが、足しげく通っているうちに「車いすの兄ちゃん、また来たのか！」とお客さんに覚えてもらえることが増え、３カ月後にはその会社で営業成績ナンバーワンになっていました。ある日、社長が私に言いました。

「歩けないことに胸を張れ。お客さんに覚えてもらえることは、営業マンとして大きな強みだ」

車いすに乗っていることが、自分の強みになる。歩けないからできることもある。障害を価値に変える“バリアバリュー”という発想が、私の中で生まれました。

■すべての人に

この経験がきっかけとなって、大学在学中に立ち上げた株式会社ミライロ。提供しているのは、高齢者や障害者、すべての人にとって快適な環境「ユニバーサルデザイン」です。

例えば、車いすやベビーカー利用者など両手がふさがってしまう人にとって便利なエレベーター。視覚障害者だけではなく洗髪中に目を閉じている人も触るだけで違いに気づく、シャンプーのボトルの凹凸など。私たちは障害者の視点から、ユニバーサルデザインを取り入れた設計のアドバイスを行っています。社会貢献はもちろんのこと、これらのユニバーサルデザインの導入によって、ホテルや商業施設などにお客さまが増えるという経済効果をしっかりと示していくこと、日本中に広げていくことも私たちの使命です。

そしてもう一つ、ハード（設備）はすぐには変えられなくても、ハートは今すぐ変えられる。街で困っている障害者を見かけた時、さっと声をかけられる思いやりを「ユニバーサルマナー」と名づけ、研修や講演でもお伝えしています。

車いすに乗る高さ１０６cmの視点から、日本の未来を、誰もが明るく歩めるものへと変えていくことが今の私の夢です。

（平成29年７月12日掲載）

人の世の熱と光を求めて

奥田　均（おくだ・ひとし）

1952年生まれ。関西大文学部教育学科卒業。関西外国語大教員などを経て、現在、近畿大人権問題研究所教授。社会学博士。一般社団法人部落解放人権研究所代表理事などを務める。著書に『差別のカラクリ』『みなされる差別』（いずれも解放出版社）など。

ご存知でしょうか。昨年１２月１６日に部落差別の解消の推進に関する法律が公布、施行されました。通称「部落差別解消推進法」です。

「えっ、また、部落問題の法律なの？」と驚かれることがあります。そして「部落問題ってもう解決したのではないのですか？」「あったとしても一部の人たちがこだわっているだけでしょう？」と続きます。私もそうであってほしいと思います。しかし現実はそうではないようです。

■まだある部落差別

相手が部落出身かどうかの身元調査がまだまだなくなっていません。家を購入しようとする時、それが同和地区の中にある場合、避けられる現実があることを多くの宅建業者は証言しています。「部落の人は怖い」「同和問題にはかかわらない方がよい」と言ったうわさも生きており、ついには昨年、全国の同和地区所在地一覧を本にしてネットで売りに出そうとするグループまで登場しました。「現在もなお部落差別が存在する」という第一条の書き出しに、今改めて、この法律を制定しなければならなかった事情が記されています。

それにしても、差別の現実というものはなかなか理解されづらいことをつくづく感じます。被差別当事者が自らの体験や心配を語れば最も説得力があるのでしょうが、それは同時に自分

が部落出身であることを公にすることになります。訴えることと、それによって生じるリスクを天秤にかける時、多くの場合、沈黙を強いられます。その結果、まるで「自分の周囲には部落出身者はいない」ように映るのです。

それは何も部落問題だけではありません。ハンセン病元患者の家族やLGBTと呼ばれる性的マイノリティ、HIV陽性者の存在もまた同じです。厳しい差別ほど案外見えにくいのかもしれません。だからこそ、学びの取り組みは大切なのであり、この法律の第五条には「教育と啓発の推進」が書き込まれています。

■根本的解消へ

法律の制定を伝えると、「えっ、まだ、同和対策事業をやるのですか？」との疑問の声も寄せられることがあります。単純な誤解です。これは同和対策事業を復活する法律ではありません。

あまりに厳しい同和地区の生活実態の改善のために、特別対策事業が実施されてきました。それは高熱の時に解熱剤を飲むような、いわば部落問題解決のための応急措置です。しかし、その根拠となってきた法律も１５年前に期限切れとなり、特別対策事業の時代は幕を下ろしました。

その成果を踏まえ、今回の法律はいよいよ部落差別を根本的に解消しようとするものです。法律の第一条には、「部落差別のない社会を実現する」と明言されています。そのためには、社会のあり方、それを構成している私たち一人一人のあり方が問われてきます。女性差別を根本的に解消するには男性中心の社会のあり方が問われ、障害者差別の解消には健常者中心の社会のあり方が問われてくるのと同じです。

「部落の改善」から「部落差別のない社会の実現」へと、人権の歩みに新たな１ページが書き加えられました。

人の世の熱と光を求めて。「部落差別解消推進法」は、私たち一人一人にもう一度部落問題を問い直そうと語りかけています。

（平成29年８月21日掲載）

社会の常識、ネットの常識

佐藤　佳弘（さとう・よしひろ）

東北大卒業後、富士通入社。その後、都立高教諭、NTTデータを経て現職。武蔵野大教授、早稲田大大学院非常勤講師、総務省自治大学校講師。地方自治体の個人情報保護審査会会長なども務める。著書に『インターネットと人権侵害』（武蔵野大学出版会）など。

■保護者の疑問

「なぜ学校で教えないのですか？」。講演後の質疑応答で一人の保護者がマイクを持った。ネット上では人権侵害が多く発生している。インターネットは便利であるがゆえに、悪用・誤用された時の危険もまた大きい。その現実を紹介したところ、驚きの表情で発言されたのである。

社会の常識から見るとネットの常識には違和感があるだろう。例えば、人の住所・氏名を無断でネットに掲載したとしても、法律には違反しない。通常は、悪いことをしたら罰せられるのが当たり前だ。しかし、インターネットの世界ではそんな常識が通じない。この実態を講演で知った保護者は、なぜ学校でその危険を子どもたちに教えないのか、と訴えたのである。

心無い誹謗（ひぼう）中傷や悪口、うわさ、デマは広まれば広まるほど、事情を知らない第三者の目には真実と映る。ネット上には、有益な情報もあれば、誹謗中傷、風評被害をもたらすデマもある。誰もが自由に発信できるため、出所や責任の所在が不明な情報で溢れている。そして、SNSのシェア機能やリツイートがそのような無責任な情報を拡散させている。

こうして、例え虚偽であっても、書き込みの数が多数であるほど“真実”と受け止められてしまうのが、ネットの世界である。

■侵害罪ない

「人のうわさは７５日」。しかし、ネット上の書き込みは永遠だ。なぜかと言うと、書き込みを削除することが非常に困難だからである。壁に貼られた中傷ビラを剥がすようには、簡単には消すことができない。

もしも、書き込んだのが知人で、削除を要求したら消してくれた、というケースであれば非常にラッキーである。通常は、誰もが匿名で利用できるネットであるため、書き込んだ人間を特定することも削除することも困難を極める。

サービス提供事業者に法律（プロバイダ責任制限法）に基づいて削除を申請しても、明らかな違法性を証明できない限り、応じてもらえない。単なる、悪口やうわさ、プライバシー侵害程度では、申請しても削除されないと思った方がよい。

刑法にプライバシー侵害罪がないというのも落とし穴だ。プライバシー保護法なる法律もない。根拠となる法がないため、ネット上で人の年収をバラそうとも、学歴をバラそうとも、出自をバラそうとも、その行為を法的に禁止することも、制限することも、罰則を与えることもできないのである。

また、住所・氏名を無断でネットに掲載すると、個人情報保護法違反になるように思えるだろう。しかし、これも違法ではない。なぜなら、個人情報保護法が対象にしているのは事業者であり、ネットの一般利用者ではないからである。

従って、ネットの一般利用者が何万人の住所録をネットに掲載しても、その行為を法的に禁止することも、制限することも、罰則を与えることもできない。私たちはいかに危いネット社会に身を置いているのかがわかるだろう。保護者の「なぜ学校で」という疑問はもっともである。ネット社会を生きるには正しい知識が必要なのである。

（平成29年９月24日掲載）

台所は人生を変える

三谷　英子（みたに・ひでこ）

1948年生まれ。長岡郡大豊町出身。「NPO法人地域サポートの会　さわやか高知」会長。「学校法人三谷学園　RKC調理製菓専門学校」の校長を務める傍ら、お年寄りや障害のある人たちへの支援活動を通し、助け合い、支え合える地域づくりを進めている。高知県人権啓発センター運営協議会委員。

住民主体の助け合いのボランティア活動を始めて２３年。「さわやか高知」には、「何とか力になりたい」「元気を出してほしい」「笑顔を見たい」などと、相手の幸せを自分の喜びとする、この上なく善良で人情の厚い人たちが集まっています。

中でも、男性会員たちに共通しているのは、「自立して生活力がある」ことです。

料理・洗濯・掃除など家事をこなし、ああでもないこうでもないと迷走気味の話し合いにも、辛抱強くつき合う。愚痴を言わず、自分も苦労してきたので他人を受け入れる大きな度量がある。身だしなみに気をつけて清潔感がある―等々。さまざまな人間模様に接し、介護現場の理不尽さに矛盾を感じながら活動する彼らは、女性たちの中にいて何ら違和感を感じさせません。「アンチエイジング」なんてしなくても若い。肩書を鼻にかけることもなく、得意な技能を発揮して、送迎、庭木剪定（せんてい）・修理などをフットワークよく、さらりとこなしています。９０歳で犬の散歩のボランティアをしているTさんは、赤いジャージがよく似合うけど、独居老人という言葉は全く似合いません。

■男の料理教室

定年後の自立の第一歩は「食」―ということで、昨年１０月から月１回「男の料理教室」を始めました。文字通り男性のみ。講師は調理師免許をもった会員、参加費は５００円、メ

ニューは話し合いで決めています。

女性が混じると、つい気後れしてしまったり、「そんなことも知らんが？」などと言われてプライドを傷つけられたりして、やる気を失うことにもなりかねません。

でも、男性のみの教室では心おきなく質問できる。切り方や火加減など勝手に先走ってやることもなく、まことに素直でマナーもいい。真剣に作業する後ろ姿は、そこはかとなく哀愁が漂い、かっこいいのです。さりげなく三角巾とエプロンをカラーコーディネートしておしゃれもしています。中に入れない女性たちは、ひっそりとのぞき見を楽しんでは、エールを送っているのです。

「料理をする」ということは、まず食材調達、下ごしらえ、料理、盛りつけ、後片付け―と様々なプロセスがあり、それらをどうするか、段取りを考えなければいけません。「調理そのものが脳機能を向上させる」と、科学的な裏付けが実証されているのもうなづけます。脳の血流量が増え、大脳の前頭前野が活性化しているらしい。だとすれば、定年後の約１０万時間に及ぶ自由な時間を持て余している男性は、妻と家庭での役割を交代してみるのはどうでしょう。きっと今までとは違った世界が見えて一石何鳥にもなると思います。

今、国をあげて「地域共生社会」が謳(うた)われています。多世代・多様な人たちが、互いに支え合いながら、様々な形で参加し貢献できる社会です。公平性を重視する行政がどのような制度を作るのかは分かりませんが、私たちはいいと思えばすぐに対応してきました。官民連携が簡単に実現するとは思えませんが、「和(あ)えもの」のような関係を築きたいと願っています。

それぞれの素材の魅力を活かしながら、新たなおいしさに仕上げる「和えもの」。料理から学ぶことはたくさんあるようです。

（平成29年10月17日掲載）

隣にいるLGBTと共に

山下　敏雅（やました・としまさ）

1978年南国市生まれ。2003年東京弁護士会登録。過労死や子どもの事件、LGBT支援、HIV陽性者支援、脱北者支援などに取り組む。GID法律上も父になりたい裁判（13年最高裁逆転勝訴）弁護団長、同姓婚人権救済弁護団長。共編著に『同性婚　だれもが自由に結婚する権利』（明石書店）など。

「急いで病院に来て欲しい」。２００２年、私は司法修習を受けるために高知へ出発する前日、友人から突然呼び出されました。

余命数日の日本人男性が、長年寄り添ってきた外国人の男性パートナーに財産を引き継げるように書類を見てほしい、ということでした。

養子縁組届と遺言状が完成し、安心したところで、日本人男性の遠い親戚が病室に到着し、「不正な書類が作られている」と騒ぎになりました。親戚は、２人の夫婦同然の関係を最終的には納得し、外国人パートナーと一緒に養子縁組届を出しに行きました。私が高知に到着して数日後、その方は亡くなられ、さらに数カ月後、私は友人からこう聞かされました。「実はパートナーが在留期限を過ぎていたことがわかり、親族は『遺産を全部持っていくなら入管に告発する』と言い出した。パートナーはわずかの金額を受け取って東京から離れていった」―。

同性同士で結婚ができないために、在留資格や相続、子育てなどさまざまな面で不利益を受けているゲイやレズビアンのカップル。家や職場で異性愛者のふりを続け、孤独感から薬物依存になるゲイ男性。自分本来の性別で生きたいのに、性別を変えるための法律の条件が厳しく、学校や職場で差別的な扱いを受けているトランスジェンダー。セクシュアリティ(※1)を親にも受け容れてもらえず、虐待を受け、家から追い出される子ども。祖国で迫害され、命からがら日本に逃れてきたアフリカ難民……。私は今、弁護士としてさまざまなLGBT(※2)の法律

問題に取り組んでいます。性は、体やベッドの上のことだけではなく、生活や人生そのものです。それゆえに、性に関する法律問題も非常に多岐にわたっています。

「自分の周りにLGBTはいない。東京などの都市部の話だろう」と感じる方も多いでしょう。しかし、高知でこの記事をご覧になっているあなたのすぐ隣にも、当事者は必ずいます。１００人いれば、５人程度はLGBTです。しかし、「男らしく／女らしくしなさい」「早く結婚しなさい」と言われる家庭、「ホモネタ、レズネタ、おかまネタ」で笑い合っている学校や職場で、当事者は、自分のセクシュアリティを懸命に隠し、嘘（うそ）や演技を強いられています。周囲の一人ひとりの偏見と無関心は小さなものでも、それが集積して一人にのし掛かれば、当事者の生活と人生を押しつぶしていきます。

誰もが一人ひとり大切な人間として尊重され、差別されないこと。安心した毎日の暮らしと幸せな人生を送ることができること。生まれながらにして持っている人権は、どんなセクシュアリティであっても等しく保障されなければなりません。

冒頭の事件のあった頃は、弁護士たちも人権問題としてきちんと捉えていませんでしたが、今では全国各地の多くの弁護士が取り組みを始めています。そして、弁護士が法律や裁判という手段で当事者を守らねばならない極限状態だけでなく、そのもっと手前の日々の暮らしの中で、この社会の一人ひとりが多様なセクシュアリティを尊重し合い、すぐ隣にいるLGBT当事者の支えとなって共に生きることが大切だと、私は強く思っています。

（※1）セクシュアリティ：性自認や性的指向などの、性のありよう。

（※2）LGBT：セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（「性同一性障害」は医学用語。近年では「性別違和」）の頭文字を取ったもの。

（平成29年11月14日掲載）

「隣る人」になれますか？

稲塚　由美子（いなづか・ゆみこ）

ドキュメンタリー映像制作、ミステリー評論家。東京外大スペイン語学科卒。商社勤務を経て、海外ミステリーの翻訳者から評論家に転身。ドキュメンタリー映画「隣る人」を企画。社会福祉法人「光の子どもの家」理事。世界30カ国以上を訪れており、それぞれの違いを認めつつ、世界の人々をつなぐことを目指している。

戦争や、飢えがなければ、人は幸せに生きられるのでしょうか。

今の日本、食事が摂れない子どもたちのために、各地に「子ども食堂」が開設されたりしているのです。子どもたちはそこで無料か１００円単位の料金で食事ができるようになっています。

でも、それだけでは問題は解決しません。例えばシングルマザー１人で子育てをしながら非正規雇用で働いても、賃金は安く、仕事を２つも３つも掛け持ちし、子どもと一緒に食事をすることができないという親はたくさんいます。根本的に、誰でもが生きるのに必要なお金が得られるように、公的な仕組みをもっと改善しなければなりません。

一方で、「自己責任」という意味合いがいつしか「責任」という言葉にかぶさるように使われるようになりました。責任を持つということは、「あなた（一人）の責任だ」と突き放すニュアンスが加わるようになったのです。子育てに関し、母親に「あなたの子どもでしょ」「あなたが責任をもつのよ」と突き放す言動や態度がいまだ社会に蔓延しています。

ドキュメンタリー映画「隣（となり）る人」は、事情があって親と暮らせない子どもたちの、いわば最後の拠り所としての児童養護施設の「暮らし」をそのまま公開した映画ですが、赤ちゃん連れでも一生懸命見にきてくれた、いわゆる「一般の」「普通の」家庭をもつ若い母親の本音には驚かされました。

「自分の子育てを振り返らせられる」「もっと抱きしめてやればよかった」「子どもってあんなにも愛情を求めているものなのか」…。そしてその先には、「子どもの接し方が分からない」「どうしていいか分からないけど、（実の）親に相談すると、『あんた、何やってるの！』と責められるので、親にも話せない」…。「母親でしょ」との無言の圧力に押しつぶされそうになり、「母親だから」と全責任を負わねばと悩み、孤独な子育てに苦しむ母親たちの慟哭があります。

今や、児童養護施設に来る子どもたち、その入所理由のほとんどが「虐待」。それも実の母親からの虐待であるといいます。新聞やＴＶで「普通の」とひとくくりにされてしまっている「家庭」という閉鎖空間。そこには、あまりにも多くの虐待が隠れています。

すぐに上がる「虐待母を教育しろ」の声。それは、母親一人に責任を押し付け、母親の精神的不安や孤独、経済的困窮には目もくれず「母親なら愛情をもってうまくやれるはずだ」という偏見なのですけどね。

撮影した児童養護施設「光の子どもの家」は、子どもを育む本来の意味での「家庭」で子どもを育てることを旨としていて、映画には、理想通りにはいかなくても、ただ子どもの周りをうろうろし、悩みながらも決して諦めず寄り添い続けるさまざまな大人たちが登場します。

「どんなムッちゃんも大好き」。映画の中で、保育士のマリコさんがこう言います。そう思ってくれる人が隣りにいること。それだけでいい。

愛情とは、何か特別なことをしてやったり、まして期待することではありません。なんでもない時間を共有し、ひたすらそのままの存在を受けとめること。揺るぎない誰かを求めるということが、人にとっていかに根源的で切実な欲求であることか。人が人になるために、誰にでも「隣る人」の存在が必要なのです。

血が繋（つな）がっていてもいなくても、誰かが誰かに心を寄せようよ。誰もひとりでは生きられないのだから。

（平成29年12月27日掲載）

もうセクハラなくそうよ

三木　啓子（みき・けいこ）

1959年生まれ。民間企業や男女共参画センターなどで勤務後、アトリエエム設立。セクハラ、パワハラ、マタハラ、アカハラ、LGBTなどのハラスメント防止研修などをしている。研修用DVDに「セクシュアルハラスメント」、著書に『セクハラ・パワハラ　その現状と防止対策』『職場のハラスメント相談対応術』など。

「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」が流行語大賞を受賞したのは今から３０年近くも前の１９８９年のことでした。でも、セクハラに関するトラブルや相談は一向に減りません。企業等でセクハラ研修をしている私のもとにも多くの相談が寄せられます。国の調査でも、職場でセクハラを受けたことのある女性は３人に１人。しかも、そのうち６割以上が被害を受けた後、「がまんをして、特に何もしなかった」と泣き寝入りをしています。職場の担当者に相談をしたのはわずか３％にしかすぎません。しかも加害者は直属の上司が一番多く、４分の１を占めています。

■人権侵害

セクハラは、性的な言動によって相手を傷つける人権侵害です。言葉によるものだけでなく、レイプや強制わいせつ、ストーカー行為なども含みます。具体的な言動としては、性的な関係の強要、不必要な身体の接触（肩を組む、ハグをするなども）、性的なジョーク、メールやラインで執拗（しつよう）にデートに誘う、宴会でお酌やデュエットを強要するなどのほか、結婚や出産、恋人に関してしつこく尋ねる、からかうことなども該当します。

男女雇用機会均等法は２００７年に、男性に対する言動も含めて「事業主はセクハラ防止の措置を講じなければならない」と改正されました。さらに２０１４年には、同性に対する言動

も含まれることや固定的性別役割分担意識の解消がセクハラ防止には重要であることなども明示されました。

もし被害を受けたら「毅然（きぜん）とした態度で不快に感じているということを相手に伝えましょう」とよく言われます。しかし、拒否の意思をはっきりと伝えられない人は多いのです。上司と部下という関係だけではなく、先輩と後輩、正社員と非正社員、取引先など、職場には「この人の機嫌を損ねたら働きにくくなる」と感じる関係があるからです。その場の雰囲気や職場風土から「セクハラをやめてほしい」とは言えないこともよくあるのです。

■被害者の立場で

同僚や友人からセクハラの相談を受けた時には、不用意な言動によって相手をさらに傷つけてしまう「セカンドハラスメント（２次被害)」を起こさないことも大切です。例えば「そのくらいはたいしたことではない」「あなたは神経質すぎる」などの言葉です。また、「このくらいでセクハラと言われたらかわいそう」と加害者をかばう言動や「すぐにセクハラと言い立てるクレーマー」などの噂によっても深く傷つきます。まずは相手の話を丁寧に聴くことがとても大切です。

職場でのセクハラを防止するには、重大な人権侵害であることを認識し、なぜセクハラが起こるのかを一人ひとりが十分に理解することが大切です。

「管理職は男性の方が向いている」「受付は女性の仕事」などのなお根強く残っている固定的性別役割分担意識や男尊女卑の考え方がセクハラを生む要因の一つになっているのではないでしょうか。「男だったらしっかりしろ」「女性ならではの細やかな気配りを」などの慣習によるジェンダー・ハラスメントが放置されていないでしょうか。

管理職の男女比率や業務の内容が偏っていないかなどを見直して、男性主導の仕事の進め方や組織のあり方を改善していくことが、セクハラのない誰もが働きやすい職場環境につながっていくのです。

（平成30年６月29日掲載）

“I am OK”という生き方

大崎　博澄（おおさき・ひろすみ）

カウンセラー。元県教育長。1945年吾川郡仁淀川町生まれ。70年代に子どもの詩誌「めだま」を編集発行。2010年から不登校、ひきこもり、発達障害などの当事者と家族を支える市民のコミュニティー“たんぽぽ教育研究所”を主宰。著書に詩集「人生の扉は一つじゃない」、エッセイ集「生きることの意味」など。

“たんぽぽ教育研究所”は、市民の皆さまのご厚意のみに支えられた“よろず悩み事相談所”です。思いはただ一つ、困っている人を助ける。最近は発達障害や精神疾患、ひきこもりのご相談が増えていますが、昔も今も一番多いのは不登校に関わる悩みです。

わが子の不登校を契機に、親子で出口の見えないトンネルの闇の中をさ迷った経験から不登校のご相談には格別の思いを込めますが、安直な解決策はありません。ただ、傷ついた皆さまの話をお聴きする中で分かったことがいくつかあります。

■社会全体の責任

一つは義務教育制度。子どもは学校に行かなければならない、これが世間の常識です。義務教育制度は、子どもたちに楽しく学ぶ権利を保障し、国民や政府にそういう環境を整える義務を課すのが本来の趣旨、その環境が整っていない現状では、世間の常識は本末転倒です。

二つ目は不登校の責任。子どもが学校に行けなくなってさまざまな相談窓口を訪ねると、ほぼ例外なく、子どもの資質や家庭のあり方が指摘されます。これはつまるところ、不登校の責任を個人の問題に帰する考え方です。

半世紀前、この国には病気や貧困を理由とするもの以外、不登校は存在しなかった。勉強の嫌いな子ども、子を顧みない親は今と同じようにたくさんいたのに。不登校は今や、全国で数

十万人以上の子どもたち、若者たちが苦しむ社会現象。個人の責任を問う考え方では、この矛盾を説明できません。この半世紀の間に起こった社会構造の変化にこそ原因がある。不登校は社会全体の責任なのです。

この二つの誤解が不登校の当事者をいっそう孤立させ、苦しめる要因になっています。

■ありのままの自分

さて、そんな状況の中で支援者として何ができるか。

学校はいや応なく大人社会を反映します。過酷な競争、経済格差、イジメの構造はそのまま現在の学校や子どもの世界に持ち込まれ、子どもたちが健やかに育つ権利を侵しています。しかし、社会の構造を変えることはおいそれとはできない。

支援者としては、学校へ行けるような条件を整える現実的な手だてを考えざるを得ませんが、それは対症療法に過ぎません。ぼくがひそかに心を砕くのはまったく別のこと、より根本的な人間としての生き方の問題です。

子どもたちが、人並みに学校へ行けない自分はダメなやつ、と思い込まないで、“Ｉ　am OK”、ありのままの自分を肯定する揺るぎない人生観を育むこと。学校に行けなくても、勉強ができなくても、腕力が弱くてもOK。そんなことは人生に何の影響も与えません。極貧に生い立ち、まともな教育を受ける機会を得られずに人生を生きて来た人間として断言できます。

弱さも含め、ありのままの自分を受け容(い)れること、それは最強の生き方の出発点。ありのままの自分を受け容れることは、ありのままの他者を受け容れること、それは人間として最高の価値であるやさしさを獲得する原点。

小さなものを愛する、人の痛みに思いを寄せる、そんな気持さえ持っていれば、人はどんな境遇に置かれても、心豊かに生きることができます。

ぼくは今、難病を抱えるわが子の行く末、自分の老い、四面楚歌(そか)の状況に置かれていますが、“Ｉ　am OK”という生き方、困っている人を助けるというライフワークを選んだおかげで、多くの皆さまの温かい支えを頂いて、不思議な幸せを生きています。

出口の見えないトンネルの闇の中をさ迷う君に、そのことを伝えたい。

（平成30年７月23日掲載）

「潜伏キリシタン」の里で

馬場　周一郎（ばば・しゅういちろう）

ジャーナリスト。1972年、西日本新聞記者に。社会部人権取材班の一員として部落差別を中心とする人権問題キャンペーンに取り組み、1981年度の日本新聞協会賞受賞。文化部長、東京支社編集長などを経て、フリーのジャーナリスト。著書に『2050年／変わる日本変わる社会～公務員と人権について考える～』（人権教育啓発推進センター）など。

６月、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産委員会は、江戸時代を中心としたキリスト教禁制の歴史を伝える長崎と天草地方の「潜伏キリシタン」関連遺産を世界文化遺産に登録すると決定した。

この記事を読みながら、私は駆け出し記者時代の長崎で出会った被差別部落出身の元教師のことを思い起こしていた。

■教師、中尾貫

昭和２６（１９５１）年４月、教師に成り立ての中尾貫（当時２３歳）は長崎県上五島町の中学校に赴任した。町は良港に恵まれ、活気にあふれていた。

ほどなくして２５０人ほどの生徒の中に、並はずれて極貧の子どもらがいることに気付いた。

その数、４０人ほど。継ぎはぎだらけのモンペに、綿がはみ出して破れたドンザ（ボロや古綿でつくられた漁での仕事着）を着、素足にわら草履。弁当は麦とカンコロに漬物。授業中は何も発言しない。休み時間には、運動場の隅に自分たちだけが集まって過ごす。

子どもたちは、町の中心部から１時間以上もかかる小さな入り江の集落から通学していた。「潜伏（隠れ）キリシタン」の里である。

中尾は、原爆が投下された長崎市中心部の被差別部落に生まれ、幼い頃から様々の差別を受けてきた。「この子たちは自分のように差別を受けているのかもしれん。いや、もっとひどい差別を受けているかもしれん」

しばらくして校長に申し出た。「あん子たちの里に住んでみようと思うとですが…。学校に来ん子もおりますし、あっちに住んで子どもたちの勉強をみてやりたかとです」。校長は「それはよかこと」と許可してくれた。

里の住民からは大歓迎を受け、公民館として使っていた一軒家が提供された。ここから子どもと一緒に学校へ通い、夜には子どもを集め、寺子屋のようにして勉強を教えた。

そんな時間を重ねるうちに、中尾は手を合わせ、祈りを捧(ささ)げる子どもたちを目にするようになった。人目につかない入り江の里で、禁教令以後３００年にわたって信仰の炎をともし続け、今も「隠れ」の末裔(まつえい)として生きる信者たち。その姿に胸が熱くなった。

■聖書の調べ

彼らの信仰の力と根源を知りたいと思って聖書を読み始めた。今度は自分が教えてもらう番だ。子どもらが手にしている聖書はボロボロだった。それは祖父母、両親、兄弟姉妹たちが代わる代わる、繰り返し繰り返し、めくったであろう栄光の痕跡でもあった。

子どもたちは聖書の一節を読み上げ始めた。そこにいたのは運動場の片隅に小さくなっていた彼らではなかった。中尾にはその声が一帯を包み込む荘厳な調べのように聞こえた。

部落出身ゆえの差別を受けてきたからこそ、信仰の極北・五島で「潜伏（隠れ)」という差別に向き合おうとした。その歳月、実に９年。後に、同和教育推進教員になる中尾の原点はこの９年間にあった。

五島から長崎市内の中学校に転勤。その校区には中尾の生まれ育った部落があった。２年生の担任として春の家庭訪問が始まろうとした日、同僚教師が「○○町は部落やから、気をつけろよ」とささやいた。

その言葉に思わず声をあげた。「俺は今、あんたが言った○○町の生まれだ。あんたと俺のどこが違うんか！」

年初に物故した中尾の面影とともに、潜伏キリシタン関連遺産登録の記事を今、感慨深く読み返している。

（平成30年８月28日掲載）

災害対応 多様性を大切に

田村　太郎（たむら・たろう）

ダイバーシティ研究所代表理事。兵庫県生まれ。高校を出て世界各地を旅する。帰国後、日本で暮らす外国人の課題を知り、阪神大震災直後に外国人地震情報センターの設立に参加。多くの団体運営に関わり、社会変革の仕組みづくりを担う。東日本大震災を受け、内閣官房・震災ボランティア連携室の企画官に就き、その後、復興庁・復興推進参与などとして活動。

全国各地で災害が頻発しています。災害が発生したときはどうしても、「スピード」と「ボリューム」が優先されます。例えば、一つの避難所に１００人の避難者がいるとすれば、一刻も早く１００人分の弁当や毛布を手配して持っていくことが災害時の最優先事項となります。

しかし、同じ弁当では食べられない人が、１００人の中に何人か必ず存在します。糖尿病や腎臓病で食事に制限がある人やアレルギーのある子ども、宗教上の理由で禁忌がある人もいるかもしれません。災害時にはどうしても、そうした人たちへの配慮が後回しになりがちになります。

最悪の場合、避難生活で命を落とす人も出てしまいます。熊本地震では、災害関連死を含めた死者のうち、４人に３人は避難生活以降に命を落とした人たちです。

■属性が偏ると

避難所では男性中心の運営体制が敷かれることで、どうしても女性への配慮が抜け落ちがちです。例えば、トイレを我慢したいので水分を控え、エコノミークラス症候群になるのは、女性が圧倒的に多いです。一方、仮設住宅に移ってからは、見まもりや孤立防止のプログラムを担当するのはおおむね女性。集会所のサロンなどには男性は通いづらくて、結果的に男性の孤独死が多発します。

ある属性の人たちだけでものごとを決めてしまうと、どうしてもそれ以外の属性の人への配慮が欠けてしまいます。これは災害時に限ったことではありませんが、いつもよりスピードとボリュームを優先する災害時はとくに多様性への配慮が欠けてしまうことを私たちは留意しておきたいです。

■地域の現実

世界最速のスピードで進んでいる日本の少子高齢化も、災害時に大きな課題となっています。これまで日本の災害時対応は地域での助け合いを基本としてきましたが、もはや地域の中だけで助け合うことは難しくなっています。

平日の日中に発生した東日本大震災では、災害時に避難行動で支援が必要な人たちを支援する消防団や民生委員の方が少し離れた所で仕事をしていて、地元に帰ってくるまでに時間がかかりました。その結果、たくさんの高齢者や障害者が命を落としましたし、消防団の方で亡くなられた方も多くおられます。

平日の日中に地域にいるのは、中学生以下の子どもと高齢者というのが今の日本の現実です。こうした地域の現実に目を向け、災害が起きたときに誰も取り残されることのない社会を実現しなければなりません。

そんな社会を実現するために、私たちはどんなことに気を配ればよいのでしょうか。

まずは、私たちの暮らす地域でどんな人がどんな暮らしをしているのか、普段の地域の様子を知ることが大切です。この１０年、２０年の間に、地域の人口動態は大きく変化しています。これまで通りの考え方で本当にみんな安心して避難できるのか、避難した後に誰も死ぬことなく避難生活を送ることができるのか、真摯（しんし）に向き合うことが急がれます。

災害への備えを入り口にして、普段の地域での暮らしでの困りごとや人権への配慮に思いを巡らせ、誰もが安心して暮らすことができる地域をつくっていくことが大切です。

（平成30年９月29日掲載）

１つの個性として

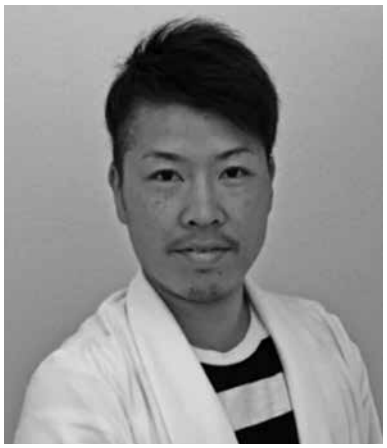

大久保　暁（おおくぼ・あきら）

暁project代表。高知市で女の子として誕生。幼い頃から男物の服などを好み、兄のお下がりをよく着た。やんちゃでボーイッシュゆえ、女子トイレに入ると男の子に間違えられることも。生きづらさを抱え、長く、自身や社会と葛藤をしてきた。現在は戸籍も男性へ変更。同じような悩みを持つ人の力になりたいと、各地で講演活動などをしている。大阪市在住。

昨今、テレビや新聞などで性的マイノリティー（LGBT）という言葉を目にする機会が多くなりました。しかし、現状ではまだまだ偏見や差別に苦しむ人が多く存在しています。今回は性の多様性について知っていただき、考えるきっかけになればと思います。

■１３人に１人

世の中には戸籍上の性と関係なく、自分を男と思っている人、女と思っている人、分からない人、男女の間の性だという人、その他にもいろんな人がいます。恋愛対象が異性だという人もいれば同性だという人、男女の両性を好きになる人もいれば、恋愛をしない人もいます。このように性は実に多様で、男女二元論や異性愛前提で話が進むと当てはまらない人が出てくることになります。

そのような性的マイノリティーと言われる人は日本に１３人に１人存在すると言われています（電通ダイバーシティラボ調べ)。皆さんの職場に３０人ほど従業員の方がいらっしゃるとすると、１～２人いてもおかしくない割合を示しています。決して遠い存在の人ではなく、身近にいる人たちなのです。

同性愛者を病気や趣味という人がいますが、すでに医学界では病気ではないと表明されていますし趣味でもありません。よって、治療をする、自分の意図で変えられるなどというもので

はありません。ですが、いまだにそのように捉えている人もおり、その考えが当事者の人を苦しめています。

異性愛が前提で話が進むと、女性に「どんな人がタイプ？」という質問をした場合、質問者は男性をイメージして話をしているかもしれません。ですが、その女性が同性愛者であったならばどうでしょう。答えに困るもしくはうそをつかなければなりません。

同性婚が認められていない日本では、長年連れ添った同性のパートナーがいても何の保障も無く、住宅ローンを共同で組めなかったり、緊急搬送された場合もパートナーに連絡が行かないケースがあります。好きになる相手が異性、同性であることの違いだけでこれだけ不平等にさらされています。

■自分が決める

心と体の性に違和感があったり、その性にとらわれず生きていく性別違和の人の場合、私のように手術をして戸籍の変更を望む人もいますが、手術代の保険適用を受けにくい制度になっており高額な費用がかかります。その後、ホルモン療法などを継続しなければなりませんが、「投薬」にあたるということで生命保険などへも加入しにくくなります。

性別違和を持っている人の中でも手術や戸籍の変更を望んでいない人も多くいますが、戸籍を変えたい人などと決めつけられて話をされることも少なくありません。自分がどう生きたいかなどは自分自身が決めることで、他人が決めるものではありません。

性的マイノリティーの人には特有の悩みなどがありますが、それに限らず、自分だけが人と違うと悩んでいる方もいらっしゃるでしょう。人は皆違います。一人として同じ人はいません。共通点は同じ地球に生まれ生を授かったことです。全ての人に個性があります。その違いを受け入れ、出会いを楽しめるような生き方をしてはどうでしょうか。

私も戸籍を変更した人である前に一人の人間であり、これも個性だと自信を持って生きています。私にしかできない生き方をこれからも選択していきたいと考えています。

性的マイノリティーの人は必ず皆さんの身近にいます。「いない」ものとしてしまわないでください。現に私はこうして皆さんの身近に生きています。

平成27年に結婚をしたのぞみと講演活動を展開中

（平成30年10月23日掲載）

日本人の「普通」って、なーに？

Jeffrey Berglund（ジェフ・バーグランド）

京都外国語大学教授。1949年、アメリカ合衆国南ダコタ州生まれ。バーグランド薫夫人との間に、健、龍之介、漱石３人の息子がいる。趣味は尺八、お皿洗い・掃除、ジョギングなど。京都在住49年。現在は江戸時代後期に建てられた京町家に暮らす。日本人以上に日本の文化を愛する一人でもあり、執筆も多数。京都国際観光大使。専門は異文化コミュニケーション。

大坂なおみ選手がテニスの全米オープンに優勝して、日本全国の皆さんから「誇れる日本人」として称賛されました。テニスが上手（うま）いだけではなく、とてもかわいらしい性格がみんなを魅了しています。

おじいさまやお母さんが日本人で、お父さんがハイチ出身なので、大坂選手自身はDual National（日本とアメリカの両国籍の持ち主）。日本で生まれて３歳からアメリカで育った大坂選手は、記者会見で難しいことを日本語で聞かれても、英語で答えます。アメリカでずっと教育を受けて、やっぱり英語の方が気持ちを表現するにはとっても楽なのです。でも、彼女が使う日本語は心を打ちます。肌の色も、言葉も、「普通」の日本人と違います。今回、この「普通」と言う言葉が持つ意味を考え、人権について述べさせていただきます。

自分にとっての「普通」は当たり前ですが、他の人の「普通」とは異なるかもしれません。「普通」の人は階段を上ることができますが、車椅子の人は上ることができない、となると、車椅子の人が「普通」でないことになります。でも車椅子の人にとっての「普通」は、階段を上らずスロープやエレベーターを使うこと。

今の時代の「普通」は大坂なおみ選手の「普通」に近づいてきました。生まれた国、育った国、今住んでる国は異なる。親のそれぞれの国籍が異なります。本人が二つ、ないしは三つの国籍を持っている。こういう人がだんだん「普通」になってきました。大坂なおみ選手は日本

人でもありますが、アメリカ人でもあります。この「普通」のダイバーシティー（多様性）を認めることが人権を認めることです。

一昔前の日本人の考え方は、「日本人」は両方の親から日本人の血が流れている人でした。アルベルト フジモリ（Alberto Fujimori）は良い例だと思います。１９９０年にペルーの大統領になりました。選挙活動中にしきりにスペイン語で演説したことは「私はペルー人です。日本人ではありません。日本語もしゃべりません。日本に行ったこともありません。」にもかかわらず当選した翌日、日本の新聞の見出しは「日本人初南米大統領」でした。「普通」に日本語を話す人が「日本人」、日本で生まれ、日本で教育を受け、日本に住んでいる人が「日本人」ではなく、単純に親から純粋の日本の血が流れていることが「普通」の日本人だと言う考え方でした。

相撲界の東関親方（Jesse Kuhaulua＝高見山大五郎）や元コロンビア大学教授のドナルドキーン（Donald Keene）は「日本人」として活躍しています。日本で生まれなくても、日本国籍に帰化する人も少なくありません。日本で生まれ育った韓国籍や中国籍を持った人がたくさん帰化しています。

私の３人の息子が生まれた頃、日本の法律は「国籍は父親の国」でした。生まれた時に息子には日本国籍はなかった。でも、１９８５年に法律が変わりました。最高裁判所で父親のみで日本国籍をもらうことが性差別である判決がなされました。ニュースになった蓮舫さんも、私の３人の息子も、その年に日本国籍を取りました。

日本は、少しずつですが、「普通」の日本人の考え方が変わってきました。日本国憲法には「国民」の人権が保障されていますが、国民でない人（日本国籍のない人）の人権はどうでしょうか？来年で私は日本に住んで５０年がたちます。「普通」に日本語ができ、「普通」に日本に住んでいる私は何人（なにじん）でしょうか？

（平成30年11月19日掲載）

障害の受容とＵＤ（ユニバーサルデザイン）

鈴木　ひとみ（すずき・ひとみ）

人権啓発講師。1962年大阪府生まれ。82年度ミスインターナショナル準日本代表。2004年アテネパラリンピック射撃日本代表。自著に「命をくれたキス『車いすの花嫁』愛と自立の16年」（小学館）など。テレビドラマ化もされた。人権啓発講師として「合理的配慮の提供」や命の話、障害者スポーツなどについて講演している。

３３年前に交通事故で首を骨折、頸髄（けいずい）を損傷して以来、車いすの生活をしています。最近は体重も増加して車いすを漕（こ）ぐ腕がきつく感じることもあります。それにもかかわらず、障害は年々軽くなっています。それは周囲の環境が車いすに優しくなってきたからです。車いす用トイレが増え、駅にはホームへ上がるエレベーターが設置され、路線バスに自由に乗れる時代になり、以前と比べ隔世の思いです。まだまだ不十分という人もいますし、地域により格差があることも事実です。しかし、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）の普及は想像以上に進んでいます。

その背景の一つとして、高齢化により、障害のある人がマイノリティー（少数派）ではなくなってきたこともあります。今や高齢者は、消費者として社会の中で見過ごせない存在になっています。そして、「長生きすれば明日はわが身」と、多くの人が自分ごととして捉え、ＵＤに理解を示すようになりました。

日本と欧米のＵＤを比較する人も多いですが、障害者向けの設備だけで言うならば、ヨーロッパの都市よりも日本の都市のほうがはるかに暮らしやすいと感じます。私自身の障害の原因はけがによるものなので、症状が進むことも良くなることもありません。しかし、自分がどこに住んでいるか、どの時代に生まれたか等により、相対的に障害は増えたり減ったりするわけです。

車いすの障害は、すなわちアクセスの障害と言い換えられます。もし、道路に段差が無い、建物にはエレベーターがある、車いすで使えるトイレを探さなくてもいい、運転ができる、公共交通機関が使える等の条件が整えば、一般の人と遜色なく生活が可能で、能力を発揮できるわけです。そのためには、もちろん周囲の協力も必要です。その理解の上に、たとえ障害があったとしてもスポーツができる、仕事ができる、余暇を楽しめる、そして、自分のことのみならず「誰かの役に立てる存在」にもなりうるのです。そんな自己実現こそが、本来、障害者が目指す目標であり、高齢者にも同じことが言えるのではないでしょうか。

私自身は受傷してすぐの頃から、仕事を持ち、家事をこなし、障害者スポーツの選手として海外にまで遠征する生活を送っていました。それでもなお、心の底では障害を受け入れられず、暗闇の部分を持ち続けていました。長い間、健常者と比べ、半人前の人間だと自分を卑下していました。もがき苦しみ、自分を鼓舞しながら、少しずつ障害を受け入れていきました。今は、自分の価値が誰かより低いわけでも高いわけでもない、皆さまと同じひとりの人間だと心底認めています。

障害の受容は、心を支える上で、とても大事です。障害受容を助けてくれるものは、人の理解やＵＤの発展による社会参加です。２０２０年東京オリンピック・パラリンピック開催はＵＤへの追い風と言えます。

しかし、２０２０年はゴールではなく通過点として、さらに成熟した日本になってほしいものです。障害があろうとなかろうと、ひとりひとりが「社会の一員である」という自覚を持てる国になることを願っています。

（平成30年12月26日掲載）

ネットにあふれる差別

西内　友人（にしうち・ともひと）

高知県教育委員会主任社会教育主事。1994年から南国市内の中学校で勤務、2012年から高知県教委人権教育課で指導主事、主任社会教育主事として、人権教育・人権啓発に取り組み、県人権教育推進プラン改定版の作成に携わった。近年は、児童生徒と一緒にいじめやネットの問題の解決に向けて努力し、各地の学習会で講師も務める。

インターネットの利用者は年々増えて、学習や仕事に役立つ情報の検索、日常生活での情報伝達、趣味や交流を広げる手段としてなど、ネットは日常生活に欠かせないものとなっています。

しかし、ネットの情報には、子どもの健全な成長に悪影響を与えるもの、事件・事故に巻き込まれる要因になるもの、誹謗（ひぼう）中傷によるトラブルや風評被害になるものもあります。偏見や差別的な考えの記述によって、被差別地区の人、外国人、障害のある人、性的少数者、生活困窮者ら多くの方が被害に遭っている状況もあります。

そうした中、２０１４年に「４月１日限定部落○○○○（具体的な表記を控えます）」というものがネット上で見つかりました。確認をしてみると、特定の名前・住所・電話番号を被差別部落の関係者であるとしているもので、高知県や他の都府県の情報も掲載されていました。

これらはプライバシーの侵害であると同時に、部落差別をなくすために国を挙げて取り組んできたことに逆行するものであり、各法務局を通じて多数の都府県が削除依頼を行いました。しかし、サイト管理者は依頼に応じず、半年以上掲載されたままでした。

この件と関連し、１９７０年代に被差別部落の情報図書が高額で売買され、就職や結婚において部落差別が行われていたことや、ネット上で交際相手が被差別地区出身であればどうすればよいかなどの相談の書き込みがあったことを私は思い出し、今日においても同様のことが起

きることを懸念しました。

残念なことに、２０１６年に「復刻版」として、地区名変更をした現在の被差別地区名を記載したものが出版され、ネット上で購入予約を受け付けるという事態が起こりました。この件では部落差別をなくそうとする運動団体が裁判を起こし、差別を助長する出版物の販売が差し止められ、予約も取りやめとなりました。しかしながら、ネット上には今日においてもこの情報が掲載されたままのものもあり、問題は解決していません。また、こうした情報をもとにして、新たな差別が発生することも考えられます。

一方で、プライバシーの侵害は刑法の規定にないことや、個人情報保護法の対象は事業者であるため、一般の人が個人情報をネット上に掲載しても、そのことをもってすぐに違法とはなりません。そのため、被害者が訴えを起こさない限り、犯罪にならない現状があります。

このようなネット上の差別事象がもとになり、国会でも審議が重ねられた結果、１６年に「部落差別解消推進法」が施行されました。また、同年「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」も施行されました。これらの法律は罰則のない理念法ではありますが、差別の解消に向けた取り組みを推進し、施策として、国や地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることが定められています。

こうした法整備とともに、私たちの生活において大切なことは、ネット上の情報を鵜呑(うの)みにしてはいけないことや、情報について人権侵害かどうか判断できる「人権感覚」を養うこと、さまざまな人権課題に関する正しい知識を身に付けていくことだと考えます。

県や市町村、人権啓発センターでは、人権に関するセミナーや研修を行っています。ぜひこうした機会を活用し、人権について学び、日々の生活に生かしてください。

こころんだよりvol.1（2017年６月発行）より

相手から学び自分も変わる

(公財)高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター こころん

（公財）高知県人権啓発センター 運営協議会会長
半田　久米夫

高知新聞社記者、編集局次長兼報道本部長、同社取締役販売局長、同常務、専務取締役を経て、RKC高知放送代表取締役社長、同会長を歴任。

現在、同社相談役。著書『解放への闘い－被差別部落からの告発－』、『続解放への闘い－教育の周辺－』（いずれも共著、高知新聞社刊）など。

■豊かな感性を確立しよう

２１世紀は「人権の世紀」といわれて久しい。平和、環境とともに今世紀の重要課題とされています。平和は民族紛争やテロ防止。環境は地球温暖化や自然破壊防止をテーマにしていますが、いずれも人間が大切にされ、命を尊重する、ということがキーワードになっていると考えてよいでしょう。

人権問題では同和問題、女性、高齢者、子ども、外国人、障害者、HIV感染者等に加え、新たにインターネットによる人権侵害、犯罪被害者等、災害と人権を含めた１０項目の課題が挙げられていることは周知の通りです。さらにパワーハラスメントやセクシャルハラスメントも社会問題となっています。

こうした課題解決策として国や自治体では、差別解消法や条例を制定して取り組んでいます。地域や職場、団体での啓発活動に始まり、学校、社会教育の中でもさまざまな取り組みがなされています。しかし、自治体や地域によって温度差があり、まだまだ人権尊重の機運が高まっているとは思えないのが現状ではないでしょうか。行政や教育面でのさらなる強化策を期待したいものです。

同時に、「人権の世紀」といわれる、この時代に必要な人権感覚を磨き、豊かな感性を持ち合わせなければなりません。その感覚、感性をどうやって養うか。妙案ではないかも知れませんが、それぞれが弱者、被差別者の側に立って考え、行動する感性を身につけ、自己確立する努力をしてはどうでしょうか。

私が人権問題と関わったのは同和問題でした。高知新聞社の記者時代、県内の被差別部落をルポし、連載したことからでした。

当時は部落差別の解消は国の責務である、として同和対策特別措置法が施行され、地区の環境改善や職業保障、啓発など多くの事業が実施されていました。運動団体の解放運動も盛んでした。

このキャンペーン記事の取材に当たって終始心がけたのは、被差別者の側に立って見聞することでした。事前に一通りの学習はして現地を歩きましたが、行く先々で衝撃を受けました。長い歴史の中で職業、教育、結婚の自由など、市民的権利を奪われ差別と貧困に苦しんできた人たちの訴え、叫び声を聞き、差別の実態を知ったからです。

取材を通じて思い知ったのは、まず自分が差別社会に身を置いてきたかという反省。そして、この現実を黙って見過ごしてよいのだろうか。それは単に正義感とか同情心という感傷的なものではなく、人間であることの尊厳を保つためにどうすればよいか、ということでした。

記者の役目は差別解消への告発記事の執筆でしたが、私人としてはあまりにも無力。しかし、「人の苦しみや悲しみ、痛みが分かるように努力することはできる」と考え、被差別者、弱者から学ぶことでした。

■私たちにできる「一歩」

学んで人権感覚を豊かにし、自分を変えるという考えは、何も部落差別に限らず、障害者などハンディを背負った、すべての人に通じると思います。作家の司馬遼太郎さんは「21世紀に生きる君たちへ」という文章の中で、こうしたためています。

自己を確立するには「例えば、友達がころぶ。ああ痛かったろうな、と感じる気持ちを、そのつど自分の中でつくりあげていきさえすればいい。この根っこの感情が、自分の中でしっかり根づいていけば、他民族へのいたわりという気持ちもわき出てくる」。他民族を他人と置き換えて解釈してもいいのではないでしょうか。

世間では昔から「相手の立場になってみなさい」とよくいわれます。これが簡単なようでなかなか難しい。しかし、人権が尊重される社会づくりには第一歩のようにも思います。相手の立場になって発言したり行動することから始めてみてはどうでしょうか。

格差社会が深刻化する中、１人でも多くの人が被差別者や弱者との交流、触れ合いを深め、人権感覚を磨いていくことが望まれています。

こころんだよりvol.2（2017年９月発行）より

すべての人の人権が尊重される社会を目指して

高知県文化生活スポーツ部人権課

■社会の変化を見据えた人権への取組

すべての人の人権が尊重される社会をつくることはみんなの願いです。しかし、現実には、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、いじめ、ネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例などの人権侵害事案が未だに数多く発生しています。

こうした状況から、高知県では、平成１２年３月に策定した「高知県人権施策基本方針」を改定し、平成２６年３月に「高知県人権施策基本方針第一次改定版」を策定しました。

この第一次改定版では、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」を基本理念として、次の３つの方向性に留意しながら人権教育・啓発事業を総合的に展開することとしています。

１．あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

２．特定職業従事者（※）に対する人権教育・啓発の推進

３．相談・支援体制の充実

また、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」の１０の人権に関する課題を県民に身近な人権課題として、人権課題ごとに５カ年計画（平成２６～３０年度）を策定し、５年後の目指す姿や数値目標などを「達成目標」として掲げています。

基本方針は５年ごとに見直しすることとしており、今年度県が５年ぶりに実施する「人権に関する県民意識調査」の結果や有識者で構成する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の意見などを踏まえて、次期（平成３１～３５年度）の５カ年計画を策定します。

県民に身近な１０の人権については、その現状と課題、人権侵害の事例、人権尊重への主な取組などの人権に関する実態を毎年公表しています。

■ともに考えよう身近な人権課題

最近の人権に関する法律は、平成２５年に「いじめ防止対策推進法」が、平成２８年４月に「障害者差別解消法」が、６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が、１２月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

人権を取り巻く環境は大きく変化してきていますが、高知県もこの基本方針に基づき、さらに人権尊重の取組を進めていきます。

県民の皆さま方も、身近にある人権課題を今一度、自らの問題ととらえ、地域や職場、家庭において人権が尊重される社会づくりに向けて、ご協力をお願いします。

（※）特定職業従事者：人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することを求められる公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員

人権に関する法律の施行について

●部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日施行）

基本的人権尊重の理念にのっとり、重要な課題である部落差別の解消に関して、国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現するための相談体制の充実や教育・啓発などの施策を行うこととしています。

●ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年 6 月 3 日施行）

本邦外の国や地域の出身であることを理由とした不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、人権教育や啓発などを通じて国民への周知を図り、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

●障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）

国や地方公共団体に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止し、また、障害者からの求めに応じて、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことを義務付けています。また、民間事業者には、こうした配慮を行うことに努めるよう求めています。

（お問い合わせ）

高知県人権課／ TEL：088-823-9804　E-mail：141101@ken.pref.kochi.lg.jp

こころんだよりvol.3（2017年12月発行）より

一人ひとりの尊厳が守られる地域へ

～ 権利擁護センターの取り組み ～

（社福）高知県社会福祉協議会・権利擁護センター

■障害者虐待の防止に向けて

高知県社会福祉協議会では、県民誰もがどこの地域に暮らしていても尊厳が守られ、安心して心豊かに生活できることが保障される地域づくりを目指して、平成２９年４月に権利擁護センターを設置しました。センターでは地域の中にある虐待の問題、権利擁護の課題、社会的孤立の問題に向き合い、虐待の予防・防止、成年後見制度の推進・支援、地域生活支援に取り組んでいます。

高知県が公表している「平成２７年度高知県における障害者虐待の対応状況等」によると、県内の障害者に対する虐待件数は、親族などの養護者によるものが７件、障害者施設従事者等によるものが１３件となっています。平成２６年度と比較すると、養護者による虐待件数は１件減っていますが、障害者施設従事者等による虐待は１２件増加しています。

こうした虐待の背景要因としては、障害者や虐待についての知識や介護技術の不足、感情のコントロール不足、障害者施設従事者としての適正の問題などがあげられます。虐待と気づかないまま起きているおそれもありますが、いずれの虐待事件についても、障害者を個人として尊重し、対等に接する意識が欠如していると言えます。

これらの障害者に対する虐待を無くし、障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活できる地域をつくるためには、皆で一人ひとりの尊厳

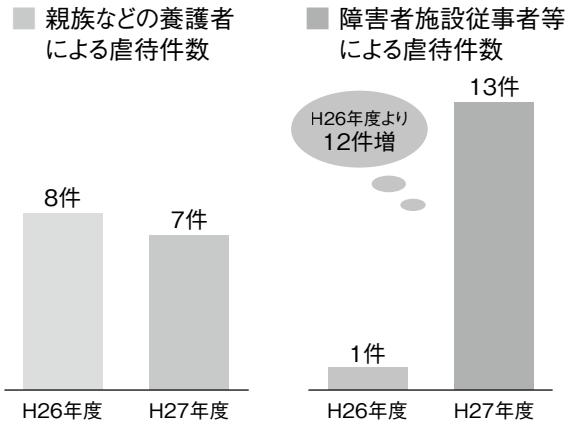

「平成27年度高知県における 障害者虐待の対応状況等」より

について考え、権利擁護に関する意識を高めていくことが重要です。

特に虐待については、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。障害者虐待に気づいた人は、市町村の担当窓口へ相談・通報していただきたいと思います。障害者を雇っている事業主などによる使用者虐待についての相談・通報は当センターでお受けしています。

■成年後見制度も活用して

また、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方の財産管理や福祉サービス等の契約、遺産分割の協議等を本人の不利益にならないように行う成年後見制度というものがあります。成年後見制度を活用することによって、消費者被害や虐待から本人を守ることができますが、全国的にもまだまだ利用が進んでいないと言われています。このため、国は今年の３月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市町村にも計画策定を努力義務化しました。今後、成年後見制度の利用を促す取り組みが各地で展開されていきますので、成年制度について県民の皆さんに知っていただき、ぜひ活用していただきたいと思います。

権利擁護センターとしましても皆さんがもっと暮らしやすい高知県にするために、虐待防止・権利擁護に関する研修や成年後見制度の推進など、さらなる取り組みを充実・強化してまいります。県民の皆さんにも、目の前の一人ひとりの尊厳について考え、相手を大切にすることと、自分自身を大切にすることを意識して暮らしていただければ幸いです。

権利擁護センターについて

●権利擁護センターは平成29年4月に高知県社会福祉協議会内に設置。
●高齢者の総合相談や障害者の使用者虐待の通報受付、高齢者と障害者の虐待対応専門家チームの市町村への派遣事務、虐待や権利擁護についての研修などを実施。
●その他に子ども食堂に関する研修の実施や成年後見制度の推進支援を実施。

（ご相談・お問い合わせ）

〒780-8567　高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ4階
月曜日～金曜日 8:30～17:15（年末年始・祝日除く）
TEL 088-850-7770　FAX 088-844-3852

こころんだよりvol.4（2018年３月発行）より

HIV感染者等の人権問題について

高知大学医学部附属病院　看護部　　中村　美保

■はじめに

HIV感染者等の人権は、高知県人権施策基本方針における１０の人権課題のひとつとなっています。

HIVに対して、「トイレを共有すると感染する」とか、「食事で同じ皿のものを食べると感染する」「握手をすると感染する」というような誤った報道がされたことから、恐怖のイメージや差別意識が１９８０年代に形成されました。そして、それらは根強く残り、いまだに解消されてない状況です。

■HIV感染者のしんどさ

HIV感染者は、感染していることに引け目を感じながら日常生活を送っています。

例えば、「感染していることを家族に伝えることで、家族が差別されるのではないか」「両親が高齢なので心配をかけたくないから、感染していることは言えない」「家族に知られたくないから、実家には滅多に帰らない」などです。

また、感染を告知された家族の中には、「自分の親やきょうだいに、HIVに感染していることを話すと、付き合いができなくなるのではないか」と不安に思い、自分の胸だけにしまっている方もいます。

職場でも、「上司や同僚にHIV感染のため病院へ通院していることを告げることで、仕事を辞めないといけないのではないか」という不安から、本当のことを言えずにいる方もいます。また、そのような状況が続くことで、隠していることへの罪悪感から、心がしんどくなってしまい、辞職される方もいます。高知県でも、職場の上司にHIVに感染し治療をしていることを伝えた結果、辞職を強要された方もいました。

そのほかにも、近くの医療機関や歯科診療所への受診の際も、HIVに感染していることを伝えると断られるかもしれないと思い、それらを受診することさえできない方もいます。

■今のHIV感染症とは

１９８０年代は、HIVに対する有効な治療法がなく「エイズ＝死の病」でしたが、１９９６

年にHIV治療薬が発明され、飛躍的な進歩を遂げています。

きちんと薬による治療ができていれば、HIVに感染していない人とかわらない日常生活を送ることができます。

例えば、寿命に関して言えば、喫煙では１０年短くなるのに対して、HIVに感染しても４年しか短くならないというデータもあります。

さらに、相手にHIVを感染させる可能性がなくなりますので、性行為をしても感染させることはありません。

■私たちにできること

HIV感染症は特別な病気ではなく、また、特別な生活や仕事をしている方だけがかかる病気でもありません。誰でもがかかる可能性のある病気です。HIV感染を「偏見」や「差別」の目で見るのは間違っているのです。

これを機に、みなさん一人ひとりがHIV感染症についての正しい知識を持っていただき、HIV感染者の人権について、もう一度お考えいただければと思います。

HIV と AIDS（エイズ）の違い

● HIV とは

ヒト免疫不全ウイルス（Human ImmunodeficiencyVirus）という名前です。HIV ウイルスは、免疫のしくみの中心である、白血球のなかの免疫細胞に感染し、からだを病気から守っている免疫力を破壊します。HIV は 3 つの感染経路（①性行為による感染、②血液を介しての感染、③母親から赤ちゃんへの母子感染）でしかうつりません。ふだんの日常生活ではうつらないことがわかっており、むやみに怖がることはありません。

● AIDS（エイズ）とは

後天性免疫不全症候群（Acquired ImmunoDeficiency Syndrome）という病名です。HIV 感染後、進行すると病気とたたかう抵抗力（免疫）が低下し、本来なら自分の力でおさえることのできる病気（日和見感染症とよばれる）などを発症するようになります。抵抗力が落ちることで発症する病気のうち、基準となる 23 の病気（例えば、カンジダ症、ニューモシスチス肺炎、サイトメガロウイルス感染症や、抵抗力が下がることで発症する悪性リンパ腫やカポジ肉腫などの腫瘍など）がひとつでも発症した時点で、エイズと診断されます。

エイズ患者・HIV 感染者等に関するお問い合わせ先

○高知県健康政策部健康対策課（感染症担当）
月～金 8:30 ～ 17:15（年末年始、祝日を除く） TEL 088-823-9677

○高知市保健所地域保健課
月～金 8:30 ～ 17:15（年末年始、祝日を除く） TEL 088-822-0577

○ HIV と人権・情報センター
月～木 9:00 ～ 21:00 / 金 9:00 ～ 18:00 / 祝日 14:00 ～ 17:00　TEL 03-3292-9090

こころんだよりvol.5（2018年６月発行）より

同和問題に関する偏見や差別をなくすための法務省の取組について

高知地方法務局 人権擁護課

■はじめに

法務省は、人権擁護に関する国の機関として、同和問題をはじめとする人権擁護に取り組んでおり、その組織は、法務省人権擁護局、法務局、地方法務局及び支局と、法務大臣が委嘱する人権擁護委員であり、これらを「法務省の人権擁護機関」と呼んでいます。

高知県では、高知地方法務局人権擁護課及び香美、須崎、安芸、四万十の各支局において、人権擁護委員とともに人権擁護に関する業務を行っています。

■同和問題（部落差別）とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、同和問題に関する差別発言、差別待遇やインターネット上で差別を助長する内容の書込み等の事案が発生しています。

また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額な書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。

■法務省の人権擁護機関の取組

従来から、同和問題の解消を重要な人権課題と捉え、同和問題の正しい理解と解消に向けた啓発・広報活動等に積極的に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通

じ、被害の救済・予防を図っています。特に、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどの取組を行っています。

また、全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央省庁連絡協議会」を設置し、地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のための取組を行っています。

■部落差別の解消の推進に関する法律の施行

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）が平成２８年１２月１６日に施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

法務省の人権擁護機関では、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、啓発及び人権相談等の施策を推進してきたところ、この法律が施行されたことを受け、その趣旨を十分に踏まえて、引き続き啓発活動及び人権相談等の施策の実施を行っています。

■おわりに

同和問題について、私たち一人ひとりが「他人事」と捉えず、「人権尊重の理念」について正しく理解することが大切です。

法務省の人権擁護機関では、同和問題を正しく理解していただくために人権教室（研修）等の、人権啓発活動を実施するとともに、同和問題をはじめ、人権問題に関する相談窓口を設置しています。ぜひお気軽にお問い合わせください。

● **電話による人権相談　Tel：0570-003-110**（平日午前8時15分から午後5時15分）
● **インターネット人権相談　http://www.jinken.go.jp/**

こころんだよりvol.6（2018年９月発行）より

高齢者虐待の防止

高知県 地域福祉部 高齢者福祉課

■高齢者を取り巻く現状

近年、家庭や介護施設における高齢者への虐待が社会問題となっています。こうした状況を受け、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を図るため、虐待等を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置などを定める「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が平成１８年４月に施行されました。

平成２８年度に高齢者虐待と認められた件数は、厚生労働省の調査によると、養護者※1によるものは１６，３８４件、養介護施設従事者等※2によるものは４５２件となっています。

※1　養護者…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者
※2　養介護施設従事者等…「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員

■高齢者虐待とは

高齢者虐待は、暴力的な行為だけではありません。家族などの養護者（介護者）または養介護施設従事者等が高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害する行為で、高齢者虐待防止法において５つに分類されています。

❶ 身体的虐待

●たたく、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲をさせる
●本人に向けて物を投げつける、無理やり食事を口に入れる
●ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させるなどして身体の自由を奪う
●外から鍵をかけて閉じ込めるなどして外部との接触を意図的に遮断する　など

❷ 介護・世話の放棄・放任 （ネグレクト）

●入浴させておらず異臭がする、皮膚や衣服、寝具が汚れている
●水分や食事を十分に与えず、空腹・脱水・低栄養状態のままにする
●室内にごみが放置、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境で生活させる
●必要とする介護・医療サービスを受けさせない
●同居人などが高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する など

❸ 心理的虐待

●どなる、ののしる、悪口を言う、無視をする

●老化現象（排泄の失敗や食べこぼしなど）を嘲笑したり、それを人前で話すことなどにより恥をかかせる

●侮辱を込めて子どものように扱う

●本人の意思や状態を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする など

❹ 性的虐待

●合意のないあらゆる形態の性的な行為またはその強要

●介助がしやすいという目的で下半身を裸にしたり、下着のままで放置する

●人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする など

❺ 経済的虐待

●日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

●財産を無断で売却する

●年金や預貯金を無断で使う など

養護者による虐待の発生要因

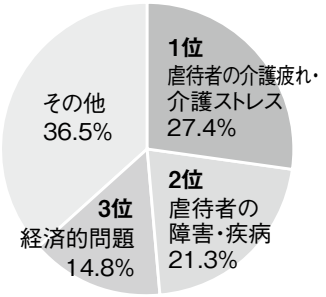

※平成28年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）

■高齢者虐待を防ぐために

高齢者虐待は、必ずしも悪意や自覚を持って行われているとは限りません。自覚のないままに高齢者を危険な状態に陥らせてしまっていることや、介護をしている家族などが高齢者の介護や世話で心身ともに疲労し、追いつめられることで虐待が発生してしまうこともあります。

高齢者虐待を防ぐためには、早い時期に第三者が介入することで虐待がエスカレートするのを防いだり、サービスや制度を利用して介護の負担を軽減するなど、生活に困難や課題を抱える人をできるだけ早く適切な支援につなぐことが大切です。

家庭内や施設内での高齢者虐待は外部が気づきにくいため、発見が遅れてしまい、問題が深刻化してしまう例も少なくありません。

地域で虐待に気づいたら、お住まいの市町村担当窓口または地域包括支援センターに相談・連絡してください。

■虐待や孤立のない社会へ

急速に少子高齢化が進む今、誰もが介護する、介護される可能性のある時代であり、高齢者虐待は、誰もが直面する可能性のある身近な問題です。高齢者や高齢者を介護している人たちが孤立しないよう、声かけなど、身近な人をはじめとした地域でのきめ細かな見守りと支え合いが高齢者虐待の防止につながります。

こころんだよりvol.7（2018年12月発行）より

性的マイノリティの人権

高知県立大学社会福祉学部教授 / ソーシャルアライ・コナツハット共同代表　長澤　紀美子

上智大学大学院（修士・社会福祉学）、新潟大学大学院（博士・学術）修了。現在、高知県立大学社会福祉学部において「国際福祉論」「女性福祉論」等を担当し、社会福祉士養成教育に関わる。第2次・第3次高知県ＤＶ被害者支援計画策定委員会委員。2016年、高知県でLGBT啓発活動を行う任意団体「ソーシャルアライ・コナツハット」を設立し、共同代表を務める。

■はじめに

「性的指向・性自認（SOGI）を理由とする偏見や差別をなくすこと」は、法務省の平成３０年度人権の啓発活動の強調事項に含まれています。近年「LGBT」や「性的マイノリティ」という言葉を聞く機会は増えていますが、偏見や差別が解消されたわけではありません。

今年、国会議員による同性愛者に対する差別的な見解を掲載し、さらにその後その意見を擁護する特集を掲載した月刊誌が休刊（事実上の廃刊）するという問題がありました。それらの記事の中には、偏見や無知による明らかな誤解や事実誤認を含んだ表現が多く見られました。なぜ、このような偏見や差別が繰り返されるのでしょうか？

［ LGBTとは ］

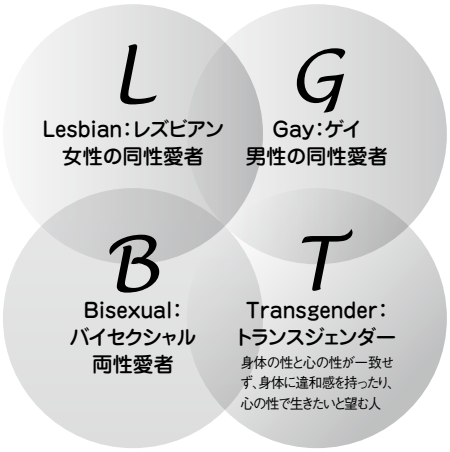

SOGIで表すと「LGB = SO（性的指向）」「T = GI（性自認）」の問題です。

LGBTは、性のあり方の一部に過ぎず、それ以外にも多様な性のあり方があります

（例）■ 無性愛：他者に性的に惹かれたり、性的欲求が存在しない（少ない）人
（Assexual：アセクシュアル）
■ Xジェンダー：男性・女性のどちらでもない、どちらでもある、どちらかに決めたくない人

■性的マイノリティの生きづらさ

LGBT法連合会が発表した、SOGI（性的指向・性自認）を理由とする「困難リスト」（２０１５年第２版）を見ると、子どもから高齢期まであらゆる年代で、家族、教育、就労、医療、公的サービス・社会保障など、日常生活で当事者が困難を経験していることが分かります。「親からゲイの息子なんていらない、と言われた」「学校で『男のくせに』『気持ち悪い』『おかま』『ホモ』『レズ』など侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊感情が深く傷付けられた」「職場でカミングアウト（自らの性的指向や性自認を他者に表明すること）したら、『あいつはホモ／レズだから気をつけろ』と言いふらされた」など、家庭、学校、職場で性的指向を理由とする差別的な言動を受けた経験も数多く挙げられています。

岡山大学ジェンダークリニックの中塚教授によれば、心の性と身体の性が一致しておらず、身体に違和感を持つ人（トランスジェンダー）の中で、性同一性障害の診断を受けた人に対する調査では、自殺念慮が約５～６割、自傷・自殺未遂が約３割、不登校が約３割という結果となっています。彼らの８割以上が、小学生の頃、性別違和感を誰にも伝えておらず、その背景に「自分はおかしい」「言っても分かってもらえない」という感情があることが報告されています。このように、偏見や差別を恐れて、ありのままの自分を出せず、誰にも相談できずに孤立し、苦悩を抱えている人もいます。

■LGBTからSOGIへ ～わたしたちにできること～

国際的な人権の議論の場で、LGBTという当事者の集団を表す言葉から、SOGIという属性を表す言葉を使用する動きが広がっています。SOGI（性的指向・性自認）はすべての人が持つ属性です。異性愛者で性別違和感がないというSOGIを持つ人だけが社会・制度の中で守られ、それ以外のSOGIを持つ人は、「あたかも存在しないかのように」、自分の性のあり方を否定されることは問題ではないでしょうか？自分の身近な大切な人がもしそうであったら？

「女らしさ」「男らしさ」などのジェンダー規範にとらわれない、多様な性を認め合える社会こそが、誰にとっても「自分らしくありのままに」生きられる社会であると考えます。まずは、関心を持ち、多様な性のあり方を知り、自らの「あたりまえ」を問い直し、違いを認め合う努力が私達に求められるのではないでしょうか。

●SOGI（性的指向・性自認）とは

私たちは、一人ひとりが、生まれ持った体の性別を持っているのと同じように、「好きになる相手の性（SexualOrientation：性的指向）」と、「自分の認識する性別（Gender Identity：性自認）」を持っています。これらを総称して「SOGI（ソジ）」と言います。

SOGIには、「人はそれぞれ異なる性的指向と性自認を持っており、互いにそれを尊重しよう」という意味があります。

●世界の動き、日本の動き

国際社会では、異性愛者であっても同性愛者であっても「婚姻の平等」が認められる国が増えています。2017年にドイツ、オーストラリアが加わり、先進国25カ国で同性婚が認められることとなりました。アジアでは台湾で同性婚を認めない民法が違憲とされ、法改正が義務付けられました。

日本では、同性婚は認められていないものの、東京都渋谷区の条例（2015年）に続き、世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市・大阪市・東京都中野区等で、要綱に基づき、同性パートナーシップの証明を発行しています。

それ以外にも、男女共同参画条例等で性的指向・性自認を理由とする差別を禁止する条例を持つ自治体（東京都文京区、多摩市、国立市、世田谷、東京都（2019年より施行））や「支援宣言」を持つ自治体（淀川区・那覇市）、「窓口対応の手引き」の発行や専用の相談窓口の設置等を行う自治体の数も増えています。

こころんだよりvol.8（2019年３月発行）より

外国人の人権について考える

高知地方法務局 人権擁護課 課長　**今村　義弘**

■外国人の人権問題って？

今日、我が国に入国する外国人は増加しており、平成２９年には約２，７４３万人（再入国者を含む）[※1]で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣などの違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

例えば、外国人であることを理由にアパートへの入居や宿泊施設の利用を拒否されたり、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるといういわゆるヘイトスピーチ事案などが発生しています。今後ますます進む国際化に向けて、文化や価値観の多様性を認め、外国人の生活習慣を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

※1「人権の擁護」法務省人権擁護局（平成３０年度版）より

■外国人のための人権相談

法務省の人権擁護機関では、６言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」[※2]及び、２言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」[※3]を設置しています。

また、全国の法務局・地方法務局においては、「外国人のための人権相談所」を開設し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じているほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指し、啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

■ヘイトスピーチ解消法も施行

特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めていたことなどから、平成２８年６月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、決してあってはならないものです。そこで、法務省の人権擁護機関では、これまでの外国人の人権をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチをなくすための効果的でわかりやすい啓発・広報活動に取り組んでいます。

■今後も取組を継続

２０２０年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を迎えることもあり、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。外国人の人権問題について、私たち一人ひとりが「他人事」と捉えず、「人権尊重の理念」について正しく理解することが大切です。

法務省の人権擁護機関では、外国人の人権問題を重要な人権課題の一つとして捉え、また前記法律の趣旨を十分に踏まえて、啓発活動及び人権相談などの施策の実施に取り組んでいます。また、外国人の人権問題を正しく理解していただくために、人権教室（研修）などの実施や、人権啓発用ＤＶＤの貸出しをするとともに、外国人の人権をはじめ、人権問題に関する相談窓口を設置しています。ぜひお気軽にお問い合わせください。

※2 外国語人権相談ダイヤル(全国共通)
Foreign-Language Human Rights Hotline

アパートへの入居を断られた、文化の違いが受け入れられないなどで悩んでいる方はお電話ください。

Don't struggle alone. Please call this number.

TEL 0570-090911

■ 受付時間　Days and Hours

平日 午前９時から午後５時まで（年末年始を除く）

Weekdays 9:00 through 17:00
（Closed on public holidays and December 29th through January 3rd)

■ 対応できる言語 Languages

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, Thai

※3 外国語インターネット人権相談受付窓口
Human rights counseling services in foreign languages

■ 英語版 English

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html

英語版 English

■ 中国語版 Chinese

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html

中国語版 Chinese

平成29・30年度

人権啓発シリーズ集

～心呼吸～

令和元年６月

発　行　　（公財）高知県人権啓発センター
〒780-0870　高知県高知市本町４丁目1-37
TEL 088-821-4681　FAX 088-821-4440

印　刷　　川北印刷株式会社

人権は大きなこころ

こころん

高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター